

要 望 書

全国重症心身障害児（者）を守る会
岩城 節子

医療機関の取扱いについては、今般の制度化に当たっては対象外とされ、今後の検討課題とされたところです。

今日、福祉施設であり医療機関である重症心身障害児施設の多くが、超重症・準超重症児者のケアに力を入れており、また、今後、超重症・準超重症児者の短期入所、長期入所の受け入れの拡大が求められることから、医療職との連携の下、保育士や指導員が一部医療行為を行わざるを得ない場面が発生するものと考えられます。

現場からは、以下のような事案が報告されており、医療機関の取扱いについては、重症心身障害児施設の現状を十分考慮していただき、できる限り早期に検討を行っていただきますようお願いいたします。

- 肺炎などを予防し健康を保つために、口腔ケアの重要性が認識されており、経管栄養の超重症準超重症の利用者（入所児者）にも歯磨きを行うことが必要です。

歯磨きの時には、口の中の吸引もしながら行わないと、歯磨きに使用する水や、刺激で分泌された唾液が、歯磨きの時に、気管に誤嚥される危険性が大きいところです。そのため吸引チューブ付の歯ブラシも市販されてかなり普及しております。

超重症・準超重症児者の多い重症心身障害児者病棟で、このような利用者（入所児者）の歯磨きをすべて看護師が行うことは困難で、保育士、指導員などが、このような利用者について口の中の吸引も行いながら歯磨きを行うことも求められております。

- 全国的な看護師不足の中で、重症心身障害児者施設で、十分な数の看護師を確保することは極めて困難となっております。また、基準通りの看護師（7対1、10対1など）の看護師を配置していても、超重症・準超重症児者が多く入所している病棟の特に夜間の時間帯は、看護師の配置が手薄とならざるを得ないので、看護師の業務が過重となり、緊急に痰の吸引が必要な場合などの対応も遅れがちで、利用者は痰がたまって苦しい状態が続くことになりかねません。今後、超重症準超重症児者の入所を短期長期ともさらに受け入れるようにしていくためには、重症心身障害児施設においても、介護職員が一定の安全な範囲の医療行為を行えるようにしていただけることを望みます。

- 今後、重症心身障害児施設において、超重症・準超重症児者の受入れを適切に行っていくためには、看護師の確保と増員が必須条件です。

重症心身障害児施設で働くことを志してきた看護師は、自分たちの仕事として、医療看護処置だけでなく、重症児者の発達と生活を支えていくための援助、すなわち医療だけではなく「療育」の仕事ができることを望んでいます。

一方、超重症・準超重症児者が増えその医療看護ケアが増大してくると、看護師は医療看護処置だけに追われがちとなり、「療育」的な関わりができなくなっていくことになりかねません。その結果、看護師が継続して勤務する意欲を失い、結果として看護師が確保できなくなるという事態を招くこととなります。

このような事態を避けるためにも、重症心身障害児施設においても、一定範囲の軽易な一部医療行為については、保育士や指導員が行うことができるようになれば、看護師の業務負担の軽減が図られ、ひいては看護師の定着率を高めることとなります。